

# 島根県医師会会費賦課徴収規程

(目的)

第1条 本規程は、島根県医師会定款（以下「定款」という。）第8条第1項及び第2項によりこれを定める。

(会費の種別)

第2条 本会会費は、次の区分により甲種会費、乙種会費及び丙種会費の3種とする。

- 一 甲種会費とは、医療法第31条に基づく公的医療機関、開設主体が国、社会保険関係団体、公益法人、医療（保健）生活協同組合等の開設する医療機関以外の病院・診療所・介護老人保健施設その他の介護サービス提供施設、介護老人福祉施設の開設者たる医師（法人にあつては代表者たる医師）・これらの医療機関や施設の管理者たる医師に賦課する会費をいう。（会長が特に認めたものは除く。）
- 二 乙種会費とは、前号の甲種会費を賦課する者以外で、勤務して給料を受けている医師又は同一医療機関にいる2人以上の医師のうちで、主たる1人を除いた者或いは、医師にして開業又は、勤務しない者に賦課する会費をいう。但し、本人が希望し医療機関の開設管理者が認めたものは、甲種会費とすることができる。
- 三 丙種会費とは、医師法に基づく研修医及び所属長が研修医と認めた者に賦課する会費をいう。

(賦課)

第3条 本会会費の賦課は、次の号によるものとする。

- 一 甲種会費  
月額 20,000円
- 二 乙種会費  
月額 3,000円
- 三 丙種会費  
年額 2,000円

(徴収方法)

第4条 前条による会費は、会員が指定する銀行において預金口座振替により毎月徴収するものとする。

- 2 その月において徴収することができなかった会員については、翌月において合算徴収するものとする。
- 3 同一診療所において、2人以上診療に従事する場合、1人の口座から残りの者の分を併せ徴収することができる。
- 4 勤務者等であつて雇用主名義の口座より徴収を希望する場合は、雇用主の了解を得るものとする。
- 5 第1項の預金口座振替については、会員が指定する銀行の「預金口座振替依頼書」を、本会宛提出するものとする。
- 6 前各号による徴収額については、本会の発行する「納入通知（領収）書」をもって会員に通知するものとする。
- 7 第1項の預金口座振替による徴収を希望しない会員については、別に定める納付通知書により徴収するものとする。

(会費の減免)

第5条 会長は、次の各号に該当する場合は、会費を免除又は減免することができる。

一 全額免除する者

- (1) 満83歳以上の者。
- (2) 長期休業（疾病、出産、その他の特別の事由）により会費の賦課が不相当と郡市医師会長から申出があった者。
- (3) 医師法に基づく研修医及び所属長が研修医と認めた者（但し、医師法に基づく研修医は本会入会に併せて、日本医師会C会員またはA②C会員として入会を要する。）

二 減免する者

甲種会費会員（以下「甲種会員」という。）で満80歳以上満83歳未満の者は会費の二分の一を減免。

（会員種別の変更）

第6条 同一医療機関に甲種会員1名と乙種会費会員（以下「乙種会員」という。）が勤務していて、甲種会員が満83歳に達し免除会員となった場合、その医療機関に勤務する乙種会員のうち1名は自動的に甲種会員となる。

（既納会費の還付）

第7条 既納の会費は還付しない。

（規程の変更）

第8条 本規程を変更するときは、代議員会の決議を経なければならない。

## 附 則

（施行期日）

- 1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成27年6月21日一部改正、平成27年4月1日施行
- 3 平成28年3月6日一部改正、平成27年4月1日施行